

災害時等の競技会中止に関するガイドライン

令和 3 年 10 月 1 日

一般社団法人福島県サイクルーツリズム推進協会

代表理事 桑原 秀治

理 事 曾部 紀彦

株式会社郡中トラベル

代表取締役 曾部 紀彦

本協会(FCTA)と当社は、自然災害や疫病流行等の非常時に備えて、競技会(以下「大会」)の参加選手・関係者の安全を最優先に配慮し、大会中止等の判断基準として、以下のガイドラインを作成します。

今後、災害等が発生、または発生が予測される場合については、このガイドラインに基づき大会中止等の対応を行います。

1. 大会中止等の最終告知について

大会の実施部門の一部中止、大会中止等の最終告知は、その事由により原則として“大会2週間～1週間前まで”に本協会・当社ウェブサイト・SNS・参加者登録メール一斉送信で行います。尚、大会前日の17時までが最終判断告知期限とします。

2. 大会中止基準について

本協会・当社は大会運営にあたり、「選手・大会関係者への安全」を最優先に配慮し、気象状況、感染状況、交通状況等に伴い安全確保が見込めないと判断した場合は、実施部門の一部中止または大会中止を発表します。またその判断は以下の基準を目安とし、開催地(市町村)の情報を参考に大会本部(実行委員会)が最終判断を行います。(風速6m以上、路面倒壊・凍結等総合的に判断)

大会中止基準(中止の目安)

- ① 開催地に警報※1(大雨、強風、洪水、大雪)または特別警報※2が発令されたとき。または予想される
- とき。
- ② 開催地に直接に影響する地震が前日、あるいは当日に発生し被害が発生したとき。
- ③ 上記①の特別警報または警報が発令されていない場合でも、会場が浸水・崩壊等の被害が出ているとき。
- ④ 開催地に被害が発生し、会場が避難先になっているとき。
- ⑤ 被害が他の地域で発生し、開催地または近隣地域に直接的な影響がない場合でも、交通機関の乱れにより大会に参加することが困難な場合または参加することにより二次災害のおそれがあると予想される
- とき。(風速6m以上、路面倒壊・凍結等総合的に判断)
- ⑥ 大会の主催・主管者、競技役員および審判員の確保が困難で、大会運営に重大な支障を来すと判断された
- とき。
- ⑦ 疫病流行時、政府より緊急事態宣言が発令されたとき及びまん延防止等重点措置発令時においては悪状況
- の時。

※1)警報、※2)特別警報については【参考資料・資料1】を参照。

3. 大会中止の対応について

原則、大会の代替は行いません。

4. 大会参加料の返金について

原則、参加料の返金や他大会への振替は行いませんが、中止事由により返金する場合があります。

5. その他

- ・会場と自宅までの往復経路における事故等に関しては、本協会・当社は一切の責任を負いません。
- ・参加選手・大会関係者は、事前に各自スポーツ傷害保険、旅行保険等に入ることをお勧めします。

参考資料：

資料1. 警報と特別警報

(1) 警報とは

警報とは、重大な災害が発生する恐れのあるときに警戒を呼びかけて行う予報です。気象庁では7種類の警報を発表していますが、本連盟の催事等に関係または影響すると思われる気象の種類は、次の通りです。

種類	発表基準
大雨警報	大雨によって、重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表されます。雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが残っている場合には発表が継続されます。
洪水警報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水害が発生するおそれがあると予想したときに発表されます。
暴風警報	暴風により、重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表されます。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表されます。

(2) 特別警報とは

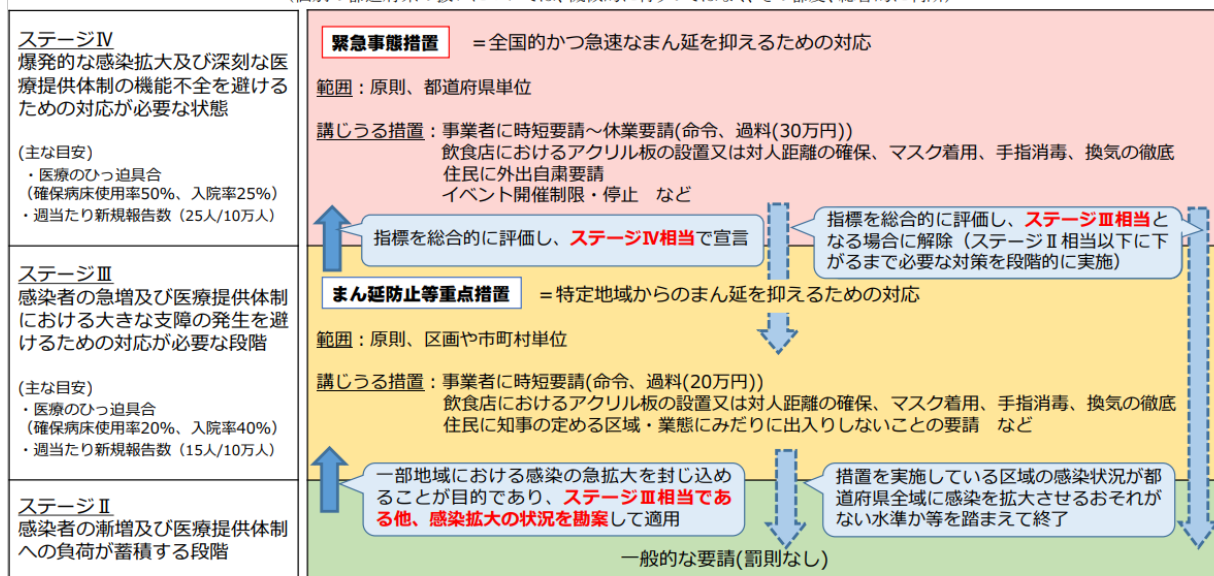
特別警報とは、警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく高まっている場合、特別警報を発表し、最大級の警戒を呼びかけます。気象庁では6種類の特別警報を発表していますが、本連盟の催事等に関係または影響するであろうと思われる気象の種類は以下の通りです。

種類	発表基準
大雨特別警報	大雨特別警報は、台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合、もしくは、数十年に1度の強度の台風や同程度の温帯性低気圧により大雨になると予想される場合に発表されます。
暴風特別警報	数十年に1度の強度の台風や同程度の温帯性低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表されます。
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に発表されます

資料2. 緊急事態宣言とまん延防止等重点措置

緊急事態措置、まん延防止等重点措置等について

(個別の都道府県の扱いについては、機械的に行うのではなく、その都度、総合的に判断)



※緊急事態措置及びまん延防止等重点措置に係る要請に伴う支援については、要請に応じたこと、要請による経営への影響の度合い等を勘案し、公平性の観点や円滑な執行等が行われることに配慮し、十分な理解を得られるようにするため、必要な支援となるよう努める。